

〔記載要領〕

- 1 「整理番号」欄には、1から順に番号を付すこと。
- 2 「d直接の構成員・間接の構成員」については、該当するものに○をつけること。また、当該構成員が申請者の間接の構成員である場合には、当該構成員が直接の構成員となっている団体名を()内に記載すること。「間接の構成員」については、当該構成事業主が構成員となっている団体に上部団体がある場合、上部団体から当該構成員をみた場合、「間接の構成員」となるものである(以下同じ。)。
- 3 f欄には、工事の実施状況に応じた実績額を記載すること。
- 4 g欄には、当該構成員が建設事業と他の事業を兼業している場合には、建設事業及び建設事業を除く主な事業3つについて、年間売り上げ及び関係する労働者数を記載すること。関係する労働者数には、当該事業に直接的に関係する労働者数を記載し、人事部等全社的な間接部門に係る労働者は除外すること。

なお、記載する兼業事業は、売り上げ規模の順に上位3つとすること。売り上げが同じ場合には、労働者数が多い順に3つまでを記載すること。
- 5 h欄には、当該構成事業主が、建設業の許可を有し、建設事業を主たる事業とする建設事業主である場合には○を、それ以外の場合には×を記載すること。

なお、「建設事業を主たる事業とする」とは、当該構成員が営んでいる事業のうち、建設事業の売り上げが最も多い場合をいう。なお、建設事業に係る売り上げが最も多いが、他にも同じ売り上げの事業がある場合には、建設事業に関連する労働者数が当該他の売り上げの事業に関連する労働者数よりも多いときを、「建設事業を主たる事業とする」と判断すること。
- 6 i欄には、申請者が事業協同組合又は協同組合連合会であって、建設業法第27条の37に規定する建設業者団体(一般社団法人又は一般財団法人に限る。以下単に「建設業者団体」という。)の構成員でない場合にのみ、申請者の構成事業主が直接又は間接の構成員となっている建設業者団体の名称を記載すること。
- 7 j欄には、h欄に○がついた構成事業主数を、直接又は間接の構成事業主数で割って得た数を記載すること。なお、四捨五入して小数点1位まで記載すること。
- 8 k欄には、i欄に記載がある構成事業主数を、直接又は間接の構成員数で割って得た数を記載すること。なお、四捨五入して小数点1位まで記載すること。
- 9 l欄には、構成事業主一覧において、間接の構成員がいる場合、当該間接の構成員と申請者の関係が明らかとなるよう、当該間接の構成員が直接的に所属している団体と申請者との関係(上部団体、下部団体の関係)を記載すること。